○経済産業省告示第二百七十五号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月二十七日

経済産業大臣　大畠　章宏

登録の区分	国内登録検査機関
ライター	財団法人日本文化用品安全試験所 東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号
ライター	財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号

（参考）

財団法人日本文化用品安全試験所の事業所及び所在地は、次のとおりである。

東京事業所（東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号）

財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）

○経済産業省告示第二百七十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年十二月二十七日

経済産業大臣　大畠　章宏

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5055	株式会社ノリタケ	愛知県東海市浅山一丁目六十五番地	平成二十二年九月三日から平成二十三年九月二日まで
5056	アイ・エヌ・ティ株式会社	大阪府大阪市中央区本町一丁目二番一号	平成二十二年九月十七日から平成二十三年九月十六日まで
5057	株式会社イチフジ	東京都江東区大島一丁目二十一番三号	平成二十二年九月三十日から平成二十三年九月二十九日まで
5058	株式会社ケンメイ	愛知県名古屋市天白区平針二丁目千百十一番地	平成二十二年十月二十八日から平成二十三年十月二十七日まで
5059	三協油脂株式会社	熊本県熊本市蓮台寺五丁目六番十号	平成二十二年十月二十九日から平成二十三年十月二十八日まで
5060	三明株式会社	兵庫県三木市吉川町吉安八百七十七番地の一	平成二十二年十一月十二日から平成二十三年十一月十一日まで
5061	エーアイエス株式会社	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平百十五番地四	平成二十二年十一月二十九日から平成二十三年十一月二十八日まで
5062	株式会社計工務店	千葉県館山市北条二千四十六番地の二	平成二十二年十一月二十九日から平成二十三年十一月二十八日まで
5063	株式会社西中製作所	鹿児島県霧島市国分川原千四十九番地	平成二十二年十一月二十九日から平成二十三年十一月二十八日まで
5064	株式会社徳元水産	岡山県岡山市南区築港栄町十二番二十二号	平成二十二年十一月二十二日から平成二十三年十一月二十一日まで

○経済産業省告示第二百七十七号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十二月二十七日

経済産業大臣　大畠　章宏

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

1　登録認証機関の名称　財団法人日本エルピーガス機器検査協会

2　登録更新年月日　平成二十二年十二月五日

3　登録認証機関の所在地　東京都港区新橋一丁目18番6号　共栄火災ビル

4　登録の区分　S（日用品）

5　認証を行う事務所の名称及び所在地

一　財団法人日本エルピーガス機器検査協会　本部
東京都港区新橋一丁目18番6号　共栄火災ビル

二　財団法人日本エルピーガス機器検査協会　中央検査所
神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号

三　財団法人日本エルピーガス機器検査協会　山梨支所
山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号　清水ビル

四　財団法人日本エルピーガス機器検査協会　大阪支所
大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号　大和本町ビル

五　財団法人日本エルピーガス機器検査協会　名古屋支所
愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号　彫清ビル南館

○経済産業省環境省告示第十四号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十二年経済産業省環境省告示第十号（温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十七日

経済産業大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

第一号の表を次のように改める。

北海道電力株式会社	0.433
東北電力株式会社	0.468
東京電力株式会社	0.384
中部電力株式会社	0.474